

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

名古屋北部民商ニュース

2019年8月26日(月)発行

No.341

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

分割での納付計画認め 先日付小切手を取り戻す!



7月から9月までの3ヶ月で14枚、計1200万円の先日付小切手を大曽根年金事務所に取り出させられていた黒川支部のAさん。年金事務所と粘り強く交渉し、厚生労働省年金局にも実情を訴え、日本共産党の本村伸子衆議院議員とも懇談するなど解決のために日々奔走してきました。

厚生労働省年金局の聴き取りで大曽根年金事務所が納付能力調査を行っていないことが判り、年金機構本部が対応することになりました。

7月分の現金出納帳や通帳など収支がわかる資料を提出。さらに、事業改善計画書を作成し提出しました。

8月15日に本人の計画が認められ、毎月160万円の納付書を受け取り、振出していた先日付小切手はすべて返

た。先日付小切手はすべて返還させることができました。

Aさんは「役員さんに集まってもらって相談にのってもらい、連日年金事務所にも同行してもらって、本当に心強かった。年金事務所に行われるまま小切手を切つてしまい、本当に困りました。民商に相談できていなかったら会社の存続も危なかった。もう少し早く出会えていれば」と喜んでいきます。

税務調査対策会議

8月19日(月)夜、税務調査になった平安支部のIさん(ハウスクリーニング)、黒川支部のMさん(鋼構造物工事)、楠支部のHさん(空調設備)の対策会議を開催し、10名が参加しました。

はじめに事務局から税務調査の心構えについて、自主計算パンフと納税者の権利パンフを使って解説し、その後、疑問や不安などを出し合い、交流しました。

「電話に出たら税務調査と言われ頭が真っ白になった。早く日程を決めてと迫られた」「4年前にも調査を受けているのに、また調査?」「10年前の調査では、立会いを理由に資料を見なかった。今回は大丈夫?」など出され、「税務署を恐れることはない。落ち着いて対応すれば大丈夫」「言いたいこと聞きたいことは率直に」など、役員や経験者からのアドバイスがされ、少しホッとした様子

中小企業法務プラス! ワンポイント

～ 外国人労働者の

受け入れ拡大で求められること ～

今年4月、外国人労働者の受け入れを拡大する改正入管法が施行されました。「特定技能1号・2号」という新たな在留資格を創設し、単純労働者の受け入れを正面から認めることとしたのです。農業、建設、介護などの14業種が対象とされています。

しかし、実は、今回の改正以前から、日系二世・三世中心の定住者、技能実習生や留学生が日本の単純労働を担ってきた実態があり、特に技能実習生については、安価な労働力確保の手段として制度が悪用され、低賃金や労働環境の劣悪などが批判されてきました。そして、技能実習制度における人権侵害の要因の一つに、ブローカーが規制されておらず、実習生が渡航前費用として多額の借金を背負わされているがために、劣悪な環境に甘んじることが多いという問題があります。新制度においても、悪質ブローカーへの規制がされなければ、同じような問題が起こる可能性が高いといえます。

しかし、政府は、高額な違約金・保証金は禁止しましたが、渡航前費用については規制をしていません。また、外国人労働者の来日後は、受け入れ企業からの委託料で運営される登録支援機関が生活を支援することを認めましたが、委託料に関する制限がないので、高額な委託料が賃金に転嫁され、実質的な中間搾取となるおそれがあります。外国人労働者の人権侵害を防ぐためには、送り出し国と日本の双方でブローカー規制を強める必要があります。



2019年8月

弁護士 裴 明玉 (名古屋北法律事務所)

8月27日(火)は「全県事務局員会議」のため
事務局は留守になります。

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

